

平成30年2月1日答申
事件番号 平成28年(審)第11号
審査請求人 ○○○○
処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第1 答申の趣旨

審査庁は、大田区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った平成29年2月21日付け差押処分（区納発第○○号。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が同年3月22日付けで提起した審査請求（平成28年(審)第11号。以下「本件審査請求」という。）について、これを棄却すべきである。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が滞納していた税金（平成22年度特別区民税・都民税並びに同年度軽自動車税及び平成23年度軽自動車税。以下、延滞金も含め、「本件滞納金」という。）を徴収するために、処分庁が本件処分により審査請求人の給与債権を差し押さえたところ、審査請求人が、本件滞納金は消滅時効が完成していることから本件処分は違法であるとして、平成29年3月22日付けで本件処分の取消しを求めて審査請求を行った事案である。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求書において、審査請求人が本件処分に対して行う主張は次のように要約される。

- ① 本件処分時には、本件滞納金は消滅時効が完成している。
- ② 審査請求人は、平成27年度に支払をしておらず、債務の承認にあたる事実はない。

2 処分庁の主張の要旨

弁明書において、処分庁が本件処分に関して行う主張は次のように要約される。

- ① 平成 27 年 9 月 2 日、審査請求人から納税相談があり、本件滞納金の一括納付は困難であるとの申し出を受けた。そのため、処分庁は、同年 10 月から毎月 1 万円ずつの分割納付を受けることで合意し、この頃、審査請求人に対し、合計 6 回分の納付書を送付した。
- ② 審査請求人は、平成 27 年 10 月 23 日、同年 11 月 2 日を期限とする第 1 回目の分割納付書を使用して、本件滞納金の一部である平成 22 年度特別区民税・都民税の第 3 期分のうちの 1 万円を納付した。
- ③ 審査請求人が、前記②のとおり本件滞納金の一部を納付したことにより、地方税法 18 条 3 項が準用する民法 147 条 3 号の「承認」に該当し、平成 27 年 10 月 23 日、本件滞納金の消滅時効が中断した。

第 4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないから、審査庁は審査請求人の請求を棄却すべきである。

2 審理員意見書の理由

審理員は、本件の争点について、①審査請求人が本件納付を行ったと認められるか否か、②本件納付により本件滞納金すべてについて消滅時効が中断したといえるか否か、と整理した上で、結論に至る理由を次のとおりとする。

(1) 審査請求人が本件納付を行ったと認められるか否かについて

平成 27 年 10 月 23 日、処分庁が発行した納付書（以下「本件納付書」という。）により、本件滞納金の一部である平成 22 年度特別区民税・都民税の第 3 期分の内の 1 万円の納付が行われた（以下「本件納付」という。）。

審査請求人以外の第三者が本件納付書を用いて本件納付を行うことは容易に想定しがたい。また、審査請求人は、本件滞納

金について、「平成 27 年度に支払っておらず、弁護士に相談のう え時効の成立を待っていた。」と述べるのみで、十分な反論を行 ったとはいえない。

したがって、本件納付を行ったのは審査請求人であると推認 される。

(2) 本件納付により本件滞納金すべてについて消滅時効が中断し たといえるか否かについて

複数の納付期あるいは税目にわたって税金を滞納している者 が、納付期あるいは税目の異なる他の滞納金の存在を認識した 上で滞納金の一部の納付を行った場合には、滞納している者は 納付期あるいは税目の異なる他の滞納金についても納付を行う 意思があるものと合理的に推認できる以上、滞納している者が 当該他の滞納金について「承認」していないと言える特段の事 情のない限り、当該他の滞納金についても「承認」をなしたも のと解するのが相当である。

審査請求人は、本件納付に先立って大田区を訪れて相談を行 っているが、その際、滞納している軽自動車税を含め本件滞納 金すべてについて納税の相談がなされたと認められること（本 件滞納金の一部について納税の相談から除外したといった事情 が認められないこと）、この相談後間もなく発行された本件納付 書により審査請求人が本件納付を行ったと認められることから、 審査請求人は、納付期及び税目の異なるものを含めた本件滞納 金すべてについてその存在を認識した上で、本件納付を行った ものと認められる。

他方、審査請求人が、平成 22 年度特別区民税・都民税の第 3 期分以外の滞納金については「承認」していないといえる特段 の事情は見当たらない。

したがって、本件納付により本件滞納金すべてについて消滅 時効が中断したといえる。すなわち、本件納付は、地方税法 18 条 3 項で準用する民法 147 条 3 号の「承認」に該当するので、 平成 27 年 10 月 23 日、本件滞納金の消滅時効は中断した。

第5 調査審議の経過

当審査会は、平成29年8月18日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法43条1項、同法81条1項、大田区行政不服審査法施行条例1条及び同2条の規定に基づく諮問を受け、同年8月21日、同年10月20日、同年12月18日及び平成30年2月1日に開催された審査会において、調査審議した。

第6 答申の理由

1 当審査会が認定した事実

当審査会が認定した事実は次のとおりである。

(1) 納付書と催告書の送付

処分庁は、平成27年8月25日、審査請求人に対し、本件滞納金に関する納期限ごとの納付書と、納付しない場合には給与差押えを行う旨を記載した催告書を送付した。

(2) 分割計画書と6回分の納付書の送付

前記(1)記載の催告書が届いたことを契機として、審査請求人は、平成27年9月2日、処分庁に対し、電話で納税相談をした。その際、審査請求人は、処分庁に対し、本件滞納金を一括納付することが困難である旨の申し出をした。

これを受けた処分庁は、審査請求人の要望に基づいて、同年10月から毎月1万円ずつの分割納付を受けるとし、分割計画書と6回分の納付書を審査請求人に送付した。

なお、審査請求人が、処分庁と電話で納税相談を行った際、本件滞納金の一部について納税の相談から除外したといった事情は認められない。また、審理員意見書において「審査請求人が、本件納付に先立って大田区を訪れて相談を行った」旨の記載があるものの、これを裏付ける証拠は見当たらず、かかる事実は認められない。

(3) 本件滞納金の一部納付

平成27年10月23日、処分庁が発行した本件納付書により、本件滞納金の一部である平成22年度特別区民税・都民税の第3期分の内の1万円の納付が行われた。

2 答申の理由

審理員意見書のとおり、複数の納付期あるいは税目にわたって税金を滞納している者が、納付期あるいは税目の異なる他の滞納金の存在を認識した上で滞納金の一部の納付を行った場合には、滞納している者は納付期あるいは税目の異なる他の滞納金についても納付を行う意思があるものと考えられる。

したがって、滞納者が納付を行った滞納金の残金については承認しない、とする特段の事情がない限り、滞納金の残金についても承認したものと解するのが相当である。

これを審査請求人について見ると、審査請求人は催告書と電話相談により本件滞納金の存在を認識しており、電話相談においても本件滞納金の一部を相談から除外したといった事情が認められないことからすると、滞納している軽自動車税を含め本件滞納金すべてについて納税の相談がなされたと認められる。

ところで、平成27年10月23日に、前記相談後間もなく処分庁が発行した本件納付書により本件納付が行われた点につき、審査請求人は、自らが本件納付を行ったものではない旨主張する。

しかし、審査請求人以外の第三者が本件納付書を用いて本件納付を行うことは容易に想定しがたいことに加え、審査請求人宛てに送付された本件納付書を審査請求人以外の者が使用して本件納付を行ったとする審査請求人の主張が合理的であるとはいえないことからすると、審理員の意見のとおり、本件納付を行ったのは審査請求人であると推認される。

以上のことから、審査請求人は、納付期及び税目の異なるものを含めた本件滞納金すべてについてその存在を認識した上で、本件納付を行ったものと認められ、これは地方税法18条3項で準用する民法147条3号の「承認」に該当することから、同年10月23日をもって、本件滞納金全体につき消滅時効が中断したものといえる。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないといふべきである。

3 手続について

また、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼及び質問権の行使を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

4 結論

以上のとおりであるから、審査庁は、本件審査請求を棄却すべきである。

第7 当審査会の処分庁に対する要望

当審査会は、前記のとおり、本件審査請求に対する審査庁の判断は妥当であると考えたものの、同種の事案が生じることを未然に防ぐための方策として、以下の2点を提案する。

1 債務承認書等の導入

まず、審理員の意見では、本件審査請求については、本件滞納金に対する本件納付が行われた事実をもって地方税法 18 条 3 項で準用する民法 147 条 3 号の「承認」があったものとして、消滅時効の中断を認めている。

また、納税課長は、平成 29 年 9 月 4 日付け「弁明書及び審理意見書（等）にかかる調査について（回答）」（以下「本件回答」という。）において、審査請求人と相談の結果、平成 27 年 10 月から毎月月末期限で 1 万円納付という内容で約束し、そのための納付書 6 回分と分納計画書を送付したので、約束した時点で債務の承認があったと考えていると回答している。

しかし、本来であれば、審査請求人が滞納している軽自動車税を含め本件滞納金すべてについて時効を中断させるため、債務承認を行った旨の書面を取得すべきである。具体的には、滞納している税金の納付期、税目、未納額等を具体的に記載し、同税金の納付義務があることを認める旨を記載した「債務承認書」を作成し、同書に日付の記載、署名・押印をさせるべきである。

これに対し、担当課からは、滞納者の数が膨大である一方、限られた職員での対応を強いられている中で、債務承認を書面とし

て受領することは難しく（署名により債務承認を行ったとする書面の返送率も低いと考える。）、仮に債務承認書を受領したとしても、その後の管理にも課題が生ずるとの意見があった。

しかし、消滅時効の中断事由である「承認」を立証する方法としては、滞納者が承認日を記載するとともに、氏名を自署して押印した書面がもっとも有効である。かかる債務承認書を受領していれば、本件事案のように、事後に債務承認の有無が争点となる紛争を防止することになる。

したがって、当審査会としては、滞納者に債務承認書に署名・押印等をさせる方向でシステム上の課題や債務承認書の管理の問題を検討し、対応するよう提案する。

2 送付記録の保管

次に、滞納者が納付を否定する場合、処分庁が滞納者に対し納付書を送付したことを証明する必要があるところ、担当課からの聴取では、滞納者に対して送付した納付書や分納計画書の写しは保存しないとする取扱いを行っている、との回答を受けた。具体的には、これらの文書を滞納者に対し送付した事実は収納支援システムの端末上で確認できるものの、分納計画書のデータは納付があるごとに更新される仕組みになっているため、滞納者に送った分納計画書のデータも上書きされて過去のデータが消去される、とのことであった。

しかし、滞納者が納付書や分納計画書を受領していない、又は納付書の金額が分納計画書に示された金額と異なる等と主張した場合、処分庁の主張の正当性を証明するためには滞納者に送った納付書や分納計画書が必要不可欠となる。しかも、当時作成した納付書及び分納計画書の交付が、債務承認の事実の根拠となる証拠となる場合は特に重要である。

仮に、本件とは異なり滞納者から滞納金の一部の納付がなく、かつ滞納者が納付書等の受領を否定した場合は、分納合意又は分納の申入れが認められないこととなり、債務承認の事実が認められない結果、消滅時効が成立することも十分に考えられ、公金の徴収を怠っているものとして住民監査請求の対象となるおそれも

生じるといわざるを得ない。

したがって、滞納者との無用な紛争を防止するためにも、納付書や分納計画書といった証拠となる送付物については控え又は電子データを保管・保存することを提案する。併せて、現在のシステムを改修する際には、端末上でも過去の送付物のデータを容易に検索・確認できるように、記録・管理する機能を付け加えることを検討すべきであると提案する。

以上

大田区行政不服審査会
会長 委員 川 義 郎
委員 原 口 昌 之
委員 菅 沼 篤 志